第Ⅰ章　沿革と目的

第１節　計画策定の沿革

能美市は、平成17（2005）年２月１日に能美郡根上町・寺井町・辰口町の合併により誕生した。合併から12年を迎えた現在、人口は増加しており、平成29年２月１日時点で50,018人を数える。県南部の加賀地方に位置し、市域は南北2.5～７km、東西約18kmと東西に長く、北は川北町、東は白山市、南は小松市と接する。地形的には、北は県下最大河川である手取川、東は能美・江沼丘陵、南は鍋谷川、西は日本海によって画された範囲にほぼ該当する。

能美市に所在する国指定史跡「能美古墳群　寺井山古墳群・和田山古墳群・末寺山古墳群・秋常山古墳群・西山古墳群」（以下「史跡能美古墳群」とする。）は、平成25年10月17日付で既指定の和田山・末寺山古墳群と秋常山古墳群を統合し、新たに寺井山古墳群と西山古墳群を追加指定することによって「能美古墳群」と名称を変更し、一体的な国史跡に指定された。

本史跡の管理団体である能美市（昭和50年７月８日付文化庁告示第８号）では、史跡の適切な保存管理の指針を具体化するため平成26年度に「史跡能美古墳群保存管理計画」を策定した（能美市教育委員会2015）。保存管理計画で示した方針に基づき、史跡の整備・活用の推進を図るため、平成28年度に「史跡能美古墳群整備基本計画策定委員会」を設置し、整備基本計画の検討を行った。

第２節　計画の目的

史跡能美古墳群は、北陸地方における古墳時代の具体相を知るうえで欠くことのできない重要な遺跡であることから、これを適切に保存し、将来にわたって確実に継承していかなければならない。

本史跡は、５つの支群により構成され、各支群は南北１km、東西２kmの範囲にわたる５つの独立丘陵上に立地している。史跡の指定地は丘陵全域を対象としており、その範囲は13haを超える広大な面積を有している。

古墳群の歴史的一体性は古くから指摘されていたが（吉岡1968）、史跡指定と保存整備はさまざまな要因から支群ごとに展開された。平成25年にようやく一体的な古墳群として史跡指定を受けたが、既に史跡指定を受けていた寺井山古墳群（「寺井山遺跡」として昭和45年県指定史跡）、和田山・末寺山古墳群（昭和50年国指定史跡）、秋常山古墳群（平成11年国指定史跡）については保存整備が完了し、史跡公園として保護が図られている。いっぽうで平成25年に追加指定を受けた西山古墳群については、整備が未完了であり、史跡を保護するうえで多くの課題を抱えている。また、既に整備が完了した支群についても整備から30年以上経過したものもあり、施設の老朽化や劣化が見られるものもある。

何より「史跡能美古墳群」の指定は、文化財としての一体的な価値が認められたものであり、今後は整備活用についても統一的な指針をもってあたることが望ましい。

史跡の保護とは「保存」と「活用」の両側面からなり、「整備」は両者を繋ぐ重要な手段となるものである（文化庁文化財部記念物課2005）。整備基本計画策定の目的は、保存管理計画を踏まえたうえで整備・活用の基本方針を定めるとともに、実現性の高い整備の具体的内容及び方法を示すことにある。

表１　能美古墳群における調査・保存・整備の歩み

1951（昭和 26）	上野与一指導で県立小松高校地歴クラブが和田山１・２号墳を調査。
1954（昭和 29）	和田山１・２号墳の出土品が国有となる（京都国立博物館蔵）。 国道８号線の開通により、寺井山１号墳（大塚）、同２号墳（小塚）が消滅。
1958（昭和 33）	上野与一指導で末寺山５・７号墳を調査。
1964（昭和 39）	西山で土取作業中に石室崩落（西山２号墳）。 上野与一の指導による西山１・３号墳の調査。 和田山が土取り対象となり、上野与一の指導による和田山５・９号墳の調査。
1965（昭和 40）	土取りによる西山・和田山丘陵の破壊が急速に進行、古墳群消滅の危機が迫る。
1967（昭和 42）	「北陸の遺跡を守る会」結成。石川考古学研究会が能美古墳群の保存問題を協議。 西山丘陵の南東部が土取り場に買収され、辰口教委が西山５・８・９号墳、６・12 号墓を緊急調査。
1968（昭和 43）	西山古墳を守る会結成。寺井公民館で和田山・末寺山古墳群の保存懇談会。 寺井町教委が和田山古墳群の緊急調査。和田山・末寺山・寺井山の古墳群分布調査、和田山 6・9・12・14 号墳の墳丘調査、同 3・8 号墳の墳丘測量を実施。 寺井で北陸の遺跡を守る会総会。 寺井町議会、「和田山保存特別委員会設置決議案」可決。 石川考古学研究会編『能美古墳群調査概要』（寺井町・辰口町教育委員会）刊行。
1969（昭和 44）	寺井町議会に「和田山保存特別委員会」を設置。
1970（昭和 45）	寺井山で土取り、宅地造成進む。寺井町教委が寺井山５号墳・６号墓を調査。 石川考古学研究会、保存に関する要望書提出。古墳公園として保存合意。 県文化財専門委員会、寺井山遺跡（５号墳・６号墓）を県指定史跡に答申。
1975（昭和 50）	和田山と末寺山が、「和田山・末寺山古墳群」として、国史跡に指定される。
1977（昭和 52）	寺井町を主体とし史跡和田山・末寺山古墳群環境整備事業始まる。 史跡整備に伴う調査開始（和田山 1・3・22・23・24 号墳）。
1978（昭和 53）	上記事業に伴う調査第２年次（末寺山 5・17 号、和田山 13 号墳・25 号墳）。
1979（昭和 54）	上記事業に伴う調査第３年次（和田山 2・3・4・6・7・8・9・12・14・18・19・26 号墳）。
1981（昭和 56）	上記事業に伴う調査第４年次（和田山５号墳・末寺山２号墳）。
1983（昭和 58）	史跡和田山・末寺山古墳群環境整備事業完了。
1984（昭和 59）	寺井町立歴史民俗資料館竣工。 河村好光氏と金沢大学考古学研究会が、辰口町史関連調査で秋常山１号墳を発見。
1988（昭和 63）	和田山中央尾根西端で須恵器・鉄刀採集。和田山 27 号墳とする。
1992（平成４）	寺井町教委による秋常山古墳群の発掘調査開始（1997 年度まで）。
1996（平成８）	寺井町教育委員会『寺井町秋常山古墳群』刊行。 寺井町町制施行 40 周年記念フォーラム「秋常山古墳の謎にせまる」開催。
1999（平成 11）	秋常山古墳群が国史跡に指定される。
2001（平成 13）	秋常山古墳群の史跡整備に伴う調査開始（2009 年度まで）。
2004（平成 16）	史跡等総合整備活用推進事業による秋常山古墳群の保存整備工事開始。
2005（平成 17）	根上町・寺井町・辰口町合併による能美市誕生。
2007（平成 19）	西山古墳群詳細分布調査開始（2010 年度まで）。
2011（平成 23）	秋常山古墳群保存整備工事完了。史跡公園として共用開始。 能美市教委『史跡秋常山古墳群』・『西山古墳群』刊行。 秋常山古墳群史跡整備完成記念シンポジウム・特別展を開催。
2013（平成 25）	能美市教育委員会 2013『能美古墳群－総括編－』刊行（３月）。 和田山 23 号墳出土刻書須恵器について報道発表を行う（９月）。 能美古墳群が国史跡に指定される（10 月）。
2015（平成 27）	能美市教育委員会 2015『史跡能美古墳群保存管理計画書』刊行（３月） 史跡能美古墳群公有地化事業（西山古墳群）に着手する。

第３節　委員会の設置

整備基本計画の策定にあたって、史跡能美古墳群整備基本計画策定委員会を設置した。委員会は学識経験者６名、教育関係者１名、古墳ボランティア２名、地元関係者３名の計12名で構成し、事務局を能美市教育委員会生涯学習課に設置した。

表２　史跡能美古墳群整備基本計画策定委員

	氏　　名	役　　職
委　員　長	谷内尾　晋司	石川考古学研究会会長
副　委　員　長	吉岡　泰英	元 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館館長
委　員（考　古）	河村　好光	石川考古学研究会代表幹事
〃	髙橋　浩二	富山大学人文学部准教授
〃　（郷土史）	松村　芳明	能美市文化財保護審議会会長
〃　（動植物）	安田　二三男	能美市文化財保護審議会委員
〃　（教　育）	竹本　明彦	能美市立辰口中学校校長
〃　（活　用）	平野　俊也	古墳ボランティア代表
〃	前田　英夫	能美市文化財保護審議会委員 古墳ボランティア
〃　（地　元）	東方　建一郎（～平成 28 年） 山本　徹　　（平成 29 年～）	徳久町会長
〃	西田　正平	高座町会長
〃	山野　一郎	秋常町会長
事務局指導	文化庁文化財部記念物課	
〃	石川県教育委員会事務局文化財課	
事　務　局	能美市教育委員会生涯学習課 事務局長　能美市教育委員会教育長　中嶋　敏一	

任期：平成 28 年 6 月 24 日～平成 29 年 3 月 31 日

史跡能美古墳群整備基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　史跡能美古墳群（寺井山古墳群、和田山古墳群、末寺山古墳群、秋常山古墳群及び西山古墳群）の整備及び活用のために必要な計画を策定するため、史跡能美古墳群整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、能美市が行う史跡能美古墳群の整備基本計画策定に関し、必要な指導助言を行うものとする。

（組織）

第３条　委員は、学識経験者、教育関係者及び地元関係者のうちから、能美市教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から平成２９年３月３１日までとする。

（正副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、能美市教育委員会生涯学習課に置く。

２　委員会の庶務は、事務局で処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に能美市教育委員会教育長が定める。

附則

１　この要綱は、平成２８年６月２４日から施行する。

２　最初に開催される委員会の会議は、第６条の規定に関わらず、能美市教育委員会教育長が召集する。

表３　史跡能美古墳群整備基本計画策定委員会の経過

委員会	日時・場所	出席者	内容
第１回	平成28年6月24日（金） 午後１時30分～ 能美市辰口図書館　研修室	谷内尾・吉岡・河村・髙橋・松村・安田・竹本・平野・前田・東方・西田・山野	・史跡能美古墳群の概要とこれまでの経過について ・整備基本計画（西山古墳群）について
第２回	平成28年10月21日（金） 午後１時30分～ 能美市寺井地区公民館202会議室	谷内尾・吉岡・河村・髙橋・安田・平野・前田・東方・西田・山野	・他支群の再整備について ・ガイダンス施設の整備について
第３回	平成28年12月22日（木） 午後１時30分～ 能美市寺井地区公民館101会議室	谷内尾・吉岡・河村・髙橋・松村・安田・竹本・平野・前田・東方・西田・山野	・整備基本計画について ・活用計画について
第４回	平成29年2月23日（木） 午後１時30分～ 能美市寺井地区公民館301会議室	谷内尾・吉岡・河村・髙橋・松村・安田・竹本・平野・前田・山本・西田・山野	・整備基本計画書（案）について ・西山８号墳横穴式石室の整備方針について ・今後の計画について

写真１　委員会風景

第４節　上位計画・関連計画

能美市は、平成17年（2005年）２月１日に根上町、寺井町、辰口町の合併により誕生した。平成19年３月には、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画として『第１次能美市総合計画』が策定されている。「海山川の恵みと人が輝くやすらぎのまちづくり～歴史・文化・自然・産業の調和した快適居住都市～」をまちづくりのテーマとしたなかで、能美古墳群の保存整備は、「第２章　歴史・文化と自然を再認識し、 後世へ継承するまちづくり」の「歴史・文化・伝統の継承」で位置付けられている。ここでは平成28年度までの目標として「秋常山古墳群の保存整備」、「西山古墳群の発掘調査と保存整備」、「古墳博物館の整備」が重点事業として掲げられている。第１次能美市総合計画は平成28年度において対象期間である10年を迎え、現在その検証を進めるとともに、今後10年間の新たな『第２次能美市総合計画』を作成している。

その他、 関連する計画として平成21年に策定された『能美市都市計画マスタープラン』がある。これは、「総合計画などのビジョンに即しつつ、能美市において目指すべき都市の将来像として、土地利用や都市施設のあり方などの基本方針を定め」たものである。このなかで、能美古墳群は「伝統工芸ゾーン」の「文化・史跡地域－史跡地区」に位置づけられ、「その環境を保全し、後世に地域の歴史を継承する地区とし、能美古墳群の保存整備や古墳博物館の建設など公共施設の集約を推進」するとある。

また、能美市では平成23年度を「能美市観光元年」と位置付け、平成27年３月の北陸新幹線開通に向けて、観光誘客と交流人口の拡大を目的とした『能美市観光ビジョン』を策定した。「市民一人ひとりのおもてなしで、来訪者が感動する魅力あふれるまちづくり」を理念として、「能美市観光アクションプラン」で具体的な活動指針を示している。古墳群との関連では、「史跡と花のコラボレーション事業」「文化財による教育観光の誘致」、「文化財観光の推進」があげられる。

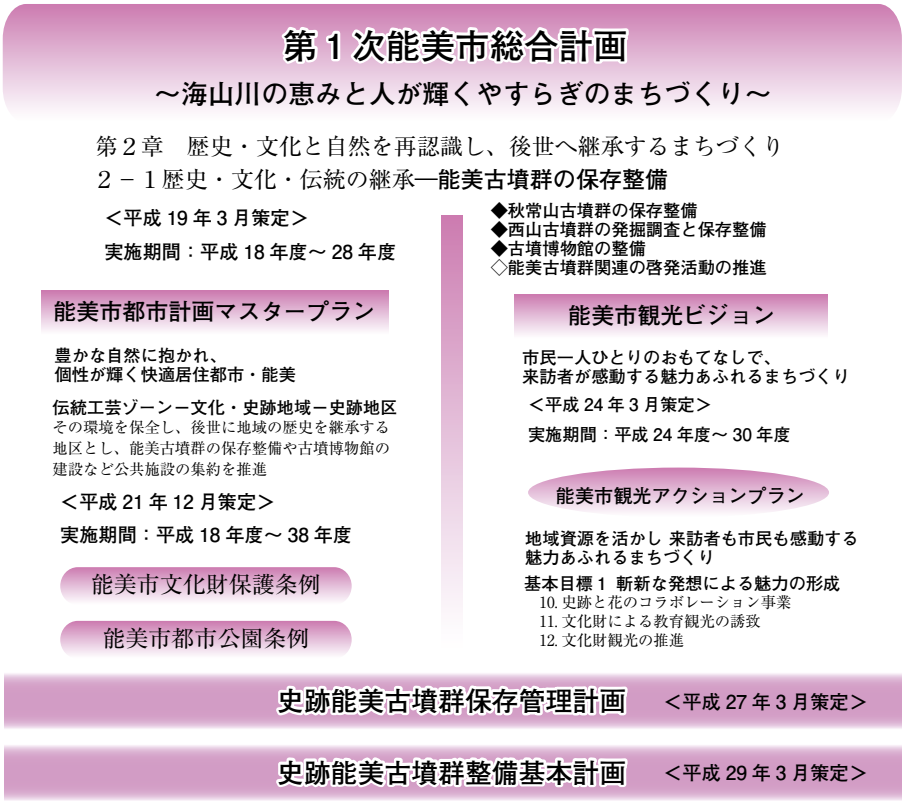

図１　関連計画との位置づけ

第５節　保存管理計画の策定

本史跡の管理団体である能美市では、史跡の適切な保存管理の指針を定めた『史跡能美古墳群保存管理計画書』を平成26年度に策定した。以下その概要を記す。

（１）保存管理の基本方針

１　史跡能美古墳群を構成する諸要素を特定し、その本質的価値を明確にしたうえで、史跡の適切な保護を講じる。【保存管理】

２　特定された個別の諸要素をふまえたうえで保存管理基準を設定し、適切な保存管理を図る。【保存管理】

３　史跡の周辺環境を含め、一体的な保全の方策を講ずる。【保存管理】

４　確実な保存管理を行うために、適切な整備活用に関する施策を進める。【整備活用】

５　地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、運営の方法及びそれらを進めるうえで必要となる体制の整備を行う。【運営及び体制整備】

（２）保存管理の方法

【保存・維持管理】

①日常的に史跡の見回りを行うことで、遺構等の保存が適切になされているかを常に点検する。合わせて史跡の周辺環境や景観の保全等についても定期的な確認を行う。

②史跡内の古墳は定期的に除草や倒木処理等の維持的措置を行い、史跡にふさわしい状態を常時維持する。同じく、説明板などの文化財表示施設や、園路、東屋等の文化財管理施設についても定期的な清掃、安全管理に努める。これらは管理団体である能美市が責任をもって主体的に行うが、地元住民や各種団体の協力も得ながら取り組むものとする。

③丘陵内の樹木については、遺構の保存に影響のないよう定期的な点検を行うとともに、枯死や自然災害等で遺構への影響や見学者の危険性が懸念された場合は速やかに処理を行う。また、眺望点の確保や自然林の適切な生育に必要な場合には、十分な検討のうえで間伐、枝打ち等の森林整備を行う。

④指定地と指定地外の境界部分については、木々や雑草の繁茂、土砂の流出等により隣接地に支障を及ぼさないよう定期的な管理に努めるとともに、地元町会や地権者と密な連絡体制を構築する。

⑤日常的、定期的な点検によって文化財表示施設等の破損が発見された場合は、状況に応じて関係機関と対応、方法を協議し、適切に対処する。

⑥指定地内にある神社地、墓地については土地所有者である宗教法人及び地元町会、墓地所有者による管理を原則とし、史跡の管理団体である能美市は史跡の適切な保存管理がなされるよう密な連携をとるよう努める。

【防　　災】

⑦丘陵の斜面部は崩壊、侵食の危険性を常に注視し、安全対策等の適切な措置を計画的に実施する。

⑧自然災害や事故等が発生した場合には、臨時的な見回りを強化し、遺構等のき損状況の把握に努めるとともに、き損が確認された場合はその拡大防止のための応急措置をとるものとする。

【復　　旧】

⑨遺構等がき損し、史跡の本質的価値を構成する要素に影響が生じた場合には、き損前の状態に戻す復旧の措置を、関係機関との協議のうえ行う。

⑩復旧に際しては遺構等の保存を前提として、遺構等の重要性やき損の程度、安全性等を考慮して優先順位を設けて計画的に実施する。

表４　史跡の構成要素一覧

指定地内	古墳群を構成する要素 （本質的価値を構成する 枢要の諸要素）	古墳（群）	墳丘
			埋葬施設
			周溝・土橋
			通路（墓道）・祭祀跡
			出土品
	古墳群以外の要素 （本質的価値を構成する 枢要の諸要素以外の要素）	古墳（群）以外の遺構	弥生時代集落跡（竪穴住居・高床式倉庫など）
			弥生時代墓地（土坑墓・区画墓など）
			中世墓地（西山南尾根）※遺構は不確定
			中世寺院（常徳寺跡）※遺構は不確定
			中世山城（和田山城・西山砦）
			[曲輪・櫓台・土塁・土橋・堀・切岸]
		市指定文化財	高座のアベマキ群（天然記念物）
		文化財表示施設	標柱・説明看板・案内表示板・埋葬施設展示室
		文化財管理施設	園路・遊歩道・排水路・トイレ・東屋・ ベンチ・水道・電柱・電灯・安全柵
		その他既存の施設等	神社・墓地・霊碑・石碑・相撲場
			上水道貯水池・用水路・水田・畑
		樹木	
		眺望	
指定地外	古墳群の周辺地域の 環境を構成する要素	埋蔵文化財包蔵地	和田山下遺跡・末寺山下遺跡など
		文化財表示施設	標柱・説明看板・案内表示板・ふるさと歴史の広場
		その他施設	秋常農村公園